

第10回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日時 平成19年5月17日(木)午後1時35分～午後4時50分
- 2 場所 長野県庁西庁舎109号会議室
- 3 出席者
(委員) 大門会長、磯部委員、石坂委員、齋藤委員、富田委員
(事務局) 山本課長、岸田係長、若狭主任企画員、草間企画員、前島企画員
- 4 議題
(1) 前回継続案件の結果報告
(2) 新規意見聴取案件の審議
(3) その他
- 5 議事経過
(1) 4月27日(金) 各委員へ事務局から新規意見聴取案件資料を事前送付、各委員が資料を検討の上、事務局へ疑問点等の呈示
～5月10日(木)
(2) 5月17日(木) 審議会の開催 (別紙のとおり)
(3) 5月18日(金) 審議結果を意見案として事務局から各委員へ送付、各委員の
～5月24日(木) 検討結果を意見にとりまとめ、実施機関へ通知
別紙(概要)のとおり審議を行った。
- 6 その他
次回審議会の開催日時は、平成19年7月26日(木)午後1時30分とすることを決定した。

(別紙：概要)

会 長 それでは、第10回個人情報保護運営審議会を開会します。

最初に、前回の継続案件が高校教育課の学籍簿に係る目的外提供と廃棄物対策課の循環型社会形成推進者表彰等環境大臣表彰事務の新規作成の2件ありましたが、それについて事務局から報告を求めます。

事務局 まず、高校教育課の学籍簿に係る目的外提供の件ですが、内容から情報公開制度で対応が可能なので、そちらの制度で対応しました。次に循環型社会形成推進者表彰等環境大臣表彰事務は内容精査のため取下げとなりましたので、報告します。

会 長 継続案件は、取下げと言うことです。

委 員 学籍簿に関してですが、「死者の情報」に関しては、条例改正を要するのか、この審議会で意見を出すかべきか、ご意見を伺いたいのですが。

事務局 条例では、第2条4号で、図書館、博物館で特別な管理がされているものは対象外という規定になっております。通常、保存期限を経過した文書は廃棄されますが、歴史的な価値があるものは、歴史館(公文書館)に移管されています。

委 員 それは、公文書館規則的なものがあるはずだという前提ですね。そして、そちらへ移管されれば、個人情報保護条例の適用の範囲外、ということですね。

会 長 それでは、この件は、歴史館での運用に委ねるということで、記録にとどめておきましょう。

次に、新規の意見聴取案件について審議します。お手元に配布してあります「案件審査表」の順番に従って実施したいと思います。最初に、消防課の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局 (案件番号1番、2番について、資料に基づき説明。)

会 長 委員の皆さんいかがでしょうか。

委 員 消防団員が2人いれば、税制上の優遇措置が得られるわけだから、3人以上の個人情報収集する必要はないのではないかと。

事務局 その旨、実施機関への意見書に記載します。

会 長 それでは、その条件で承認ということによろしいですね。では次に畜産課の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局 （案件番号3番について、資料に基づき説明。）

会 長 委員の皆さんいかがでしょうか。

委 員 苦情について、市町村から収集することもあるようなので、「収集方法」欄の「収集先」に本人以外を加え、「根拠」を2号該当とし、「収集方法」に市町村からの聞き取りを加ええるべき。

委 員 個人情報取扱事務登録簿に収集する情報をもっと詳細に記載すべきである。具体的には、「苦情の内容」、「経営概況」及び「ふん尿処理等の機械、施設等設置状況」を加えるべきである。

会 長 それでは、これらを条件に承認、ということによろしいですか。

事務局 わかりました。

会 長 では次に建築管理課の景観ヴァンガードについて、事務局から説明を求めます。

事務局 （案件番号4番について、資料に基づき説明。）

会 長 委員の皆さんいかがでしょうか。

（承認）

会 長 次に建築管理課の屋外広告物講習会について、事務局から説明を求めます。

事務局 （案件番号5番について、資料に基づき説明。）

会 長 委員の皆さんいかがでしょうか。

（承認）

会 長 続けて屋外広告業登録について、事務局から説明を求めます。

事務局 （案件番号6番について、資料に基づき説明。）

会 長 委員の皆さんいかがでしょうか。

委員 承認

会長 次に食品・生活衛生課の目的外提供に関する案件について、事務局から説明を求めます。

事務局 （案件番号7番について、資料に基づき説明。）

会長 委員の皆さんいかがでしょうか。

委員 弁護士の照会に答えて、国家賠償請求をされたという事例もあるので、著作権侵害というが、どういう著作権がどのように侵害されているのか、自宅住所が必要不可欠なのか、そしてどのような調査をしたが自宅住所は取得できなかったか、という点についてもっと説明が欲しい。

事務局 その旨、実施機関に詳しい説明の提出を求め、次回の運営審議会に提出します。

会長 では、これは継続審査にします。次に情報公開・法務課の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局 （案件番号8番について、資料に基づき説明。）

会長 委員の皆さんいかがでしょうか。

（承認）

会長 次に広報課の2件の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局 （案件番号9番、10番について、資料に基づき説明。）

会長 委員の皆さんいかがでしょうか。

委員 10番の出前講座ですが、実施内容が登録簿に反映されていないので、そこは書くように工夫したほうがいい。「希望テーマ等」を設けるべきである。

事務局 実施機関への意見書にその旨記載します。

会長 では、税務課の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局 （案件番号11番について、資料に基づき説明。）

会 長 委員の皆さんいかがでしょうか。

委 員 承認。

会 長 次に農業政策課の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局 （案件番号12番について、資料に基づき説明。）

会 長 委員の皆さんいかがでしょうか。

委 員 登録簿の「記録する個人情報の内容」欄が簡略すぎる。作成する調査票ごとに分けて、記載事項も例えば農産物直売所に関する調査票なら起業年月日、販売品目、施設の状況などを加えて詳しく記載したほうが、事業内容と登録簿が一致する。

事務局 実施機関への意見書にその旨、記載します。

会 長 次に障害福祉課の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局 （案件番号13番について、資料に基づき説明。）

会 長 委員の皆さんいかがでしょうか。

委 員 収集の対象とする個人の範囲が、資料も見ると本人、保護者、家族、親族となっているので、登録簿の「収集の対象とする個人の範囲」欄も「障害児施設を利用する児童及び生計を一にする家族」とするべきである。

事務局 実施機関への意見書にその旨、記載します。

会 長 本日予定された案件はこれで終了致しました。本日は、ご苦勞様でした。